

同(山下元利君紹介)(第四六八九号)
同(若林正俊君紹介)(第四六九〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第四六九一号)
同月二十七日

ユ一ザ一車検代行行為は正に關する請願(坂本三十次君紹介)(第四七一四号)

同(鈴木宗男君紹介)(第四七一五号)

同(藤本孝雄君紹介)(第四七二八号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第四八〇〇号)

同(今井勇君紹介)(第四九一一号)

同(砂田重民君紹介)(第四九一二号)

同(原健三郎君紹介)(第四九一三三三)

同(平泉涉君紹介)(第四九一四号)

同(森田一君紹介)(第四九一五号)

運転代行業のタクシー類似行為撲滅に關する請願(石川要三君紹介)(第四七二六号)

同(稻村佐近四郎君紹介)(第四七二七号)

同(今井勇君紹介)(第四七一八号)

同(外一件)片岡清一君紹介(第四七一九号)

同(坂本三十次君紹介)(第四七二〇号)

同(葉梨信行君紹介)(第四七二二一)

同(宮崎茂一君紹介)(第四七二二二)

同(外一件)綿貫民輔君紹介(第四七二三三)

同(田原隆雄君紹介)(第四七二九号)

同(藤本孝雄君紹介)(第四七三〇号)

同(外四件)仲村正治君紹介(第四八〇二二)

同(林義郎君紹介)(第四九一八号)

同(林義郎君紹介)(第四九一八号)

同(哲三君紹介)(第四八〇一七)

愛知県内の気象事業整備拡充に關する請願(外一件)柴田弘君紹介(第四八〇三三)

福岡県内の気象事業整備拡充に關する請願(小沢和秋君紹介)(第四八〇四四)

静岡県内の気象事業整備拡充に關する請願(松前仰君紹介)(第四八〇五五)

山梨県内の気象事業整備拡充に關する請願(田中克彦君紹介)(第四八〇六六)

石川県内の気象事業整備拡充に關する請願(嶋崎謙君紹介)(第四八〇七七)

第一類第十号

運輸委員會議録第十一号

昭和六十年五月三十一日

五月二十日

国鉄の分割・民営化等に關する陳情書(香川県)

第一類第十号

運輸委員會議録第十一号

昭和六十年五月三十一日

五月二十日

国鉄の分割・民営化等に關する陳情書(香川県)

脊髄損傷者に対する運輸行政改善に關する請願(武部文君紹介)(第四八九二二)

同(中井治君紹介)(第四八九三三)

同(春田重昭君紹介)(第四八九四四)

同(福岡康夫君紹介)(第四八九五五)

素人の車検代行業抑制に關する請願(外六件)砂田重民君紹介(第四九一六六)

同(外一件)原健三郎君紹介(第四九一七七)

同月三十一日

ユ一ザ一車検代行行為は正に關する請願(外十一件)原田昇左右君紹介(第四九二五五)

同(外一件)奥田幹生君紹介(第四九三三四)

同(田村元君紹介)(第四九三三五)

同(羽田孜君紹介)(第四九三六六)

同(箕輪登君紹介)(第四九三七七)

同(愛野興一郎君紹介)(第五〇〇八八)

同(外一件)鈴木宗男君紹介(第五〇〇九九)

同(畑英次郎君紹介)(第五〇一〇〇)

同(小坂徳三郎君紹介)(第五〇一〇一)

同(中西啓介君紹介)(第五〇一〇二)

同(宮下創平君紹介)(第五〇一〇三)

同(奥野誠亮君紹介)(第五〇一〇四)

同(若林正俊君紹介)(第五〇一〇五)

大阪府内の気象事業整備拡充に關する請願(外三件)近江巳記夫君紹介(第四九二六六)

運転代行業のタクシー類似行為撲滅に關する請願(小澤潔君紹介)(第四九二七七)

同(関谷勝嗣君紹介)(第四九二七八)

同(西山敬次郎君紹介)(第四九二八九)

同(原健三郎君紹介)(第四九三〇〇)

同(龜井靜香君紹介)(第四九三〇一)

同(瓦力君紹介)(第四九三〇二)

同(長谷川四郎君紹介)(第五〇一〇六)

同(小澤潔君紹介)(第五〇一〇七)

は本委員会に付託された。

五月二十日

国鉄の分割・民営化等に關する陳情書(香川県)

第一類第十号

運輸委員會議録第十一号

昭和六十年五月三十一日

五月二十日

国鉄の分割・民営化等に關する陳情書(香川県)

第一類第十号

運輸委員會議録第十一号

昭和六十年五月三十一日

五月二十日

国鉄の分割・民営化等に關する陳情書(香川県)

三豊郡仁尾町議會議長楠本久雄(第四〇七号)

国鉄地方路線の運行存続に關する陳情書(岡山県勝田郡勝田町議會議長竹元謙太郎)(第四〇八号)

国鉄因美線、姫新線の運行存続に關する陳情書(岡山県赤松郡吉井町議會議長直原素之)(第四〇九号)

国鉄業務体制の近代化実施に關する陳情書(外一件)宇都宮市議會議長安納重雄(一名)(第四一〇号)

国鉄岩手飯岡駅の有人化に關する陳情書(岩手県紫波郡南村議會議長兼平維雄)(第四一一号)

国鉄バスの分離・民営化反対に關する陳情書(福岡県鞍手郡若宮町議會議長有田文昭)(第四一二号)

地方バス生活路線維持確保に關する陳情書(外四件)福岡県坂井郡坂井町議會議長手嶋市右衛門(外十九名)(第四一三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

船員法の一部を改正する法律案(第一百回国会開法第八四号)(參議院送付)

○三ツ林委員長 これより會議を開きます。

第一百回国会内閣提出、參議院送付、船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、前国会において原案のとおり議決の上、參議院に送付したものを、參議院において継続審査に付し、このほど原案のとおり議決の上、本院に送付されたものであります。

したがうしまして、その趣旨につきましては十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

船員法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○三ツ林委員長 本案に對しましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第一百回国会内閣提出、參議院送付、船員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○三ツ林委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。運輸大臣山下徳夫君。

○山下國務大臣 ただいまは船員法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたこと、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

○三ツ林委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三ツ林委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十三分散会

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

船員法の一部を改正する法律案

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 年少船員及び女子船員」を「第九章 年少船員」に改める。

九章 年少船員

九章の二 女子船員

第四十四条の二第二項中「産前産後の女子が第八十六條を」「女子の船員が第八十七條第一項又は第二項に」「但し」を「ただし」に改める。

第四十七條中「左の」を「次の」に、「雇入れの」を「雇入れの」に改め、「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第九章の章名中「及び女子船員」を削る。

第八十五條の見出しを「(年少船員の就業制限)」に改め、同条第二項中「及び女子の船員」を削り、「これらの船員」を「当該船員」に改める。

第八十六條及び第八十七條を削る。

第八十八條の見出しを「(年少船員の夜間労働の禁止)」に改め、同条第一項中又は女子の船員を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同条を第八十六條とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 女子船員

(妊産婦の就業制限)

第八十七條 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 命令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第八十八條 船舶所有者は、命令で定めるところにより、妊娠中又は出産後一年以内の女子(以下「妊産婦」という。)の船員を命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

(妊産婦の労働時間の特例)

第八十八條の二 妊産婦の船員の労働時間は、第六章の規定にかかわらず、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後八週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

第六十七條第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定に基づき労働時間の制限を超えて作業に従事する場合について準用する。

(妊産婦の休日の特例)

第八十八條の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日を与えなければならない。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。ただし、第六

十三條第一項に規定する海員の停泊中の休日における作業については、当該海員を必要とする作業に従事させることがやむを得ない場合に限る。

第六十三條第二項及び第三項の規定は、妊産婦の船員については、これを適用しない。

(妊産婦の夜間労働の制限)

第八十八條の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、命令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(例外規定)

第八十八條の五 前三條の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八條第一号又は第三号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

第八十八條の六 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第八十八條に規定する作業のうち命令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第八十八條の七 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

第八十八條の八 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第二百二十六條第七号中「第六十七條第三項」の下に「(第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百二十九條中「又は第二項」を「若しくは第二項、第八十八條又は第八十八條の六」に改める。

第二百三十條中「第六十七條第二項」の下に「(第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十六條、第八十八條」を「第八十六條第一項、第八十七條第一項若しくは第二項、第八十八條の二第二項、第八十八條の三第一項、第八十八條の四第一項」に改める。

第三百三十一條第一号中「第八十七條」を「第八十八條の七」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む女子の船員については、改正後の船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいづれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「分號ノ日前四十二日」を「分號ノ日前ニ於テ船員法第八十七條ノ規定ニ依リ職務ニ服セザルシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者につ

第二百二十九條中「又は第二項」を「若しくは第二項、第八十八條又は第八十八條の六」に改める。
第二百三十條中「第六十七條第二項」の下に「(第八十八條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十六條、第八十八條」を「第八十六條第一項、第八十七條第一項若しくは第二項、第八十八條の二第二項、第八十八條の三第一項、第八十八條の四第一項」に改める。
第三百三十一條第一号中「第八十七條」を「第八十八條の七」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む女子の船員については、改正後の船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいづれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「分號ノ日前四十二日」を「分號ノ日前ニ於テ船員法第八十七條ノ規定ニ依リ職務ニ服セザルシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者につ

いては、前条の規定による改正後の船員保険法
 第三十二条第二項の規定は、適用しない。
 2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である
 被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日
 前に係る日数については、前条の規定による改
 正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にか
 かわらず、なお従前の例による。

運輸委員会議録第八号中正誤

ページ 段 行

誤

正

六 一 一 申し上れる

申し入れる

六 一 三 四十八年十二月

五十八年十二月

元 二 三 質的なも

質的なも

昭和六十年六月五日印刷

昭和六十年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局